



KPMG 税理士法人
[Contact Us](#)

KPMG Tax メールマガジン

No.99 – July 27, 2015

税務情報

改正日英租税条約－新しい事業所得条項(第7条)の適用に関する書簡の交換

改正日英租税条約(2013年12月17日署名)は、原則として、2015年1月1日から適用が開始されていますが、第7条(事業利得)の改正規定の適用開始時期は、それを定める外交上の公文が交換されておらず、未定のままでした。(改正日英租税条約の適用開始時期及び改正内容の詳細は、[KPMG Tax メールマガジン No.84](#) (2014年11月13日発行)をご覧ください。)

財務省は7月23日、この第7条の適用に関する書簡の交換が7月22日に両国の政府との間で行われたことを公表しました。[\(財務省報道発表\)](#)

この書簡の交換によって、改正後の第7条の規定は次の利得に対して適用されることになります。

1. 日本については、2016年4月1日以後に開始する各課税年度の利得
2. 英国については、次の利得
 - (i) 所得税及び譲渡収益税に関しては、2016年4月6日以後に開始する各賦課年度の利得
 - (ii) 法人税に関しては、2016年4月1日以後に開始する各会計年度の利得

改正後の第7条は、外国法人・非居住者の支店等(恒久的施設)に帰属する事業利得に対する課税について、本支店間の内部取引を認識し、独立企業原則を適用して恒久的施設に帰属する利得を計算することを規定しています。これは、2010年に改訂されたOECDモデル租税条約第7条(事業所得)('新7条'、恒久的施設に帰属する所得の算定方法としてOECD承認アプローチを採用した規定)と同様の規定で、日本の租税条約にOECDモデル租税条約の新7条と同様の事業所得条項が導入されたのは日英租税条約が初めてです。

なお、日本の国内法においても、恒久的施設に帰属する所得の算定方法にOECD承認アプローチを採用する改正が行われ、外国法人の2016年4月1日

以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び非居住者の 2017 年分以後の所得税について適用されることとされています。

info-tax@jp.kpmg.com

Privacy & Disclaimer

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/legal.aspx>

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/privacy.aspx>

KPMG Tax Corporation, Izumi Garden Tower, 1-6-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6012

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.